

高梁川水系自然再生推進検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「高梁川水系自然再生推進検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、「高梁川水系自然再生計画」を踏まえ、高梁川水系(大臣管理区間)の対象箇所において、自然再生事業を実施・推進するために、有識者・地元関係者・行政機関等が情報共有し、課題や対応策を検討することを目的とする。

(組織等)

第3条 検討会の委員は、岡山河川事務所長が委嘱する。

2 検討会は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

3 検討会には会長を置くこととし、会長は委員の互選によってこれを定める。

4 会長は検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。

5 会長は検討会の秩序維持の為に必要な措置を事務局に命ずることができる。

6 会長に事故がある時は、検討会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(検討会の招集)

第4条 検討会は、岡山河川事務所長の要請を受け、会長が招集する。

2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。

3 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 公開方法については別途定める。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所流域治水課に置く。

2 事務局は、検討会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第3条5項に基づく会長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、検討会で定める。

附則 この規約は令和7年3月14日から施行する。

〈別表〉

「高梁川水系自然再生推進検討会」委員名簿

氏名	所属	備考
青江 洋 (あおえ ひろし)	NPO法人倉敷水辺の環境を考える会 代表	
垣原 清次 (かきはら きよつぐ)	国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 事務所長	
萱場 祐一 (かやば ゆういち)	名古屋工業大学 大学院工学研究科 工学専攻 環境都市プログラム 教授	
古城 國彦 (こじょう くにひこ)	小田川漁業協同組合 代表理事組合長	
澤志 泰正 (さわし やすまさ)	環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課 課長	
清水 一仁 (しみず かずひと)	岡山県 土木部 河川課 課長	
中田 和義 (なかた かずよし)	岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	
中田 公人 (なかだ こうじん)	高梁川漁業協同組合 代表理事組合長	
前野 詩朗 (まえの しろう)	岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域 特任教授	
森宗 浩慈 (もりむね こうじ)	倉敷市環境リサイクル局 環境政策部 次長兼環境政策課 課長	
安田 陽一 (やすだ よういち)	日本大学 理工学部 土木工学科 教授	

(敬称略 五十音順)

< オブザーバー >

氏名	所属	備考
佐々木 伸行 (ささき のぶゆき)	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 農村環境課 環境保全官	